



水素ステーションの安全確保！ 西日本防災システム

2015 04 16

燃料電池車の燃料の水素を供給する水素ステーションは、危険物の規制に関する政令第17条第3項第5号と危険物の規制に関する規則第27条の5によって技術上の基準が定められています。経済産業省が一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素スタンドの技術上の基準を整備したことを踏まえて、危険物の規制に関する規則の一部改正が行われるようです。液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所について、安全性の検証結果に基づき、給油取扱所の技術上の基準を整備するものです。具体的詳細は、水素ステーションに設置する蓄圧器に自動車などの衝突を防止するための措置をとることや、固定給油設備、固定注油設備で火災が発生した場合の熱が、液化水素貯槽施設に影響を及ぼさない措置などを求めているようです。

これから 益々増

えてゆくであろう燃料電池車のためにどうか、安全な施設となりますように！

NBS



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 